

林業安全コラム

あなどるな 慣れに過信に 潜むワナ

(平成27年度林材業労働安全及び労働衛生ポスター標語入選作)

○ 労働保険料の見直しと災害の防止について

○ 労災保険率の見直し

労災保険は、業務上の事由により災害を被った方に必要な保険給付を行い、また社会復帰の促進や遺族への援護などを行うもので、労働者の方々が安心して働くために欠かせない制度です。

この保険料については、事業主の拠出により賄われており、保険料の料率は、各事業ごとに収支が均衡する方式で求められ、現在、3年ごとの見直し作業が行われており、4月1日から新たな料率に改定されます。

見直される内容は次のとおり (平成26年12月15日厚生労働省発表)

	現行	見直し	備考
林業	60/1,000	60/1,000	据え置き
木材・木製品製造業	13/1,000	14/1,000	1%引増
林業の一人親方	52/1,000	52/1,000	据え置き

各事業の労災保険率

農業	13/1,000
海面漁業	19/1,000
採石業	52/1,000
道路新設事業	11/1,000
貨物取扱事業	9/1,000

○ 産業別死傷年千人率

労働災害の発生率を示す指標としての「年千人率」(1年間に労働者1,000人当たりが発生する死傷者数(休業4日以上))では、平成25年の林業は28.7で全産業平均2.3の12.5倍となっています。

全産業	林業	木材製造業	建設業	製造業	鉱業
2.3	28.7	11.4	5.0	2.8	12.0

○ 林業労働災害の発生事例について (類似災害防止のために！)

【事例】

当日、被災者は同僚と松くい被害木の伐倒作業に従事。

被災者は伐倒木(マツ枯損木 40cm 14m)をチルホールで牽引し、同僚が伐倒作業を行っていた。

16:40頃、伐倒木が倒れはじめ、見張り者が被災者に退避するよう指示したところ、被災者が伐倒方向に逃げてしまい伐倒木の下敷きとなった。

その後、被災者は病院に搬送されたが、胸などを強く打っており、翌日3:00頃に死亡した。

なお、被災当時、ガイドブロック等は使用しておらず、危険範囲内で直引きで牽引作業が行われていた模様。



【牽引具を用いた伐採作業は、ガイドブロック(滑車)等を用いて安全な方向へ伐倒するなど確実な伐倒の徹底を！】

林野庁は、平成27年全国山火事予防運動を3月1日(日曜日)から7日(土曜日)にかけて実施します。

平成27年統一標語は、「伝えよう 森の大事さ 火の怖さ」です。

林業労働対策室
労働安全衛生班